

尼崎市水道局

給水装置工事 設計・施工基準

平成 28 年 4 月 1 日

技術部 給水装置課

目次

第 1 章 総 則	1
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 指定給水装置工事事業者	1
1.4 給水装置工事主任技術者	2
1.5 給水装置の種類	2
1.6 給水装置工事の種類	5
第 2 章 材 料	7
2.1 構造及び材質についての規程	7
2.2 指定材料	7
2.3 基準適合の確認	11
2.4 材料特性	11
第 3 章 基本計画	13
3.1 基本調査	13
3.2 給水方式	14
(1) 直結直圧式	14
(2) 直結増圧式	14
(3) 受水槽式	14
(4) 併用式	15
3.3 計画使用水量等の算定	15
(1) 直結式における計画使用水量の算定方法	15
(2) 受水槽式における計画 1 日使用水量と有効容量の算定方法	19
3.4 適正口径の決定	20
(1) 分岐口径	20
(2) メーター口径	21
(3) 水理計算	21
第 4 章 給水装置工事申込み	25
4.1 給水装置工事申込書の作成	25
4.2 給水装置工事設計書の作成	26
(1) 規定用紙・書式	27
(2) 記入項目	27
(3) 縮尺・略称と記号・線種・単位・方位	28
4.3 給水装置工事申込み手続き	30
(1) 工事申込み時に必要な図書	30
(2) 施行承認	31

(3) 道路等掘削・占用許可申請区分	31
4.4 工事費（特別の費用）	32
4.5 分担金	32
4.6 手数料	34
4.7 臨時工費用	35
4.8 給水装置工事の取消し	36
第 5 章 設計協議	37
5.1 設計水圧協議	37
5.2 給水設計協議	37
(1) 3 階建以上の建物等への直結直圧式	37
(2) 併用式（受水槽式と直圧式）	39
(3) 直結増圧式	39
(4) 共通事項	43
5.3 受水槽式から直結式への切替え	45
(1) 事前確認事項	46
(2) 必要図書	48
第 6 章 受水槽式給水	49
6.1 受水槽式給水とは	49
6.2 受水槽式の給水形式	49
6.3 受水槽の設置位置	50
6.4 受水槽の構造	51
6.5 受水槽の有効容量	53
6.6 非常用給水装置の設置	53
6.7 メーター装置	54
6.8 提出図書	54
6.9 各戸徴収制度	55
6.10 受水槽以下設備の維持管理	56
第 7 章 寄付採納	59
7.1 寄付採納について	59
7.2 寄付採納申込み手続き	59
(1) 寄付採納申込み時に必要な図書	59
(2) 給水装置工事完了後に必要な図書	59
7.3 完成図及びオフセット図の作成	60
7.4 既設の給水施設の寄付採納	61
第 8 章 工事施工	63
8.1 給水装置工事の着手	63
8.2 分岐部からメーター装置までの工事施工	63

(1) 分岐工	63
(2) 埋設工	64
(3) 防食工	65
(4) 止水栓等の設置	67
(5) メーター装置の設置	68
(6) 標準概略図	68
(7) 管接合	71
8.3 分岐点撤去工事	75
8.4 給水装置の事故等防止	77
(1) 配管工事後の耐圧試験（配管の抜け防止）	77
(2) 水の汚染防止	77
(3) 水撃作用（ウォーターハンマー）防止	78
(4) 侵食防止	78
(5) 逆流防止	79
(6) 凍結防止	81
(7) クロスコネクション（誤接合）の禁止	81
(8) サンドエロージョン現象による事故防止	82
8.5 給水用具の設置	83
(1) 吸排気弁等	83
(2) スプリンクラー設備	83
(3) 浄水器等	84
8.6 土工事	85
8.7 道路復旧工事	85
8.8 現場管理	86
第9章 検査・立会い・確認	87
9.1 自主検査（主任技術者が行う検査）	87
(1) 給水装置工事検査確認書の作成	87
(2) メーター装置の表示プレートの取付け確認	88
9.2 完成検査（管理者が行う検査）	88
(1) 完成検査申込み	88
(2) 検査事項	90
(3) 確認検査	90
(4) 同時検査	90
(5) 長尺耐圧検査	90
9.3 せん孔（分岐）工事立会い	91
(1) せん孔工事立会い申込み	91
(2) せん孔工事の種別	92
(3) せん孔工事立会いの手順	93
9.4 撤去工事立会い	97

9.5 断水工事立会い.....	97
9.6 専用給水設備の確認.....	98
9.7 各戸徴収に係る現地確認.....	98
9.8 検査結果の通知.....	99
第 10 章 水道メーター.....	101
10.1 水道メーターの概要.....	101
10.2 水道メーターの分類と寸法.....	101
(1) 計測原理による分類.....	101
(2) 指示部による分類.....	101
(3) 表示方式による分類.....	102
(4) 本市で使用している水道メーターの種類と寸法.....	102
10.3 水道メーターの適正流量.....	105
10.4 新基準メーターへの移行.....	106
10.5 水道メーターの許容器差（検定公差と使用公差）.....	107
10.6 水道メーターの設置場所.....	107
10.7 メーター装置の施工.....	108
(1) 地中埋設.....	108
(2) パイプシャフト内.....	109
(3) メーターバイパスユニット.....	111
10.8 水道メーター取付け時の注意事項.....	111
10.9 水道メーターのき損または亡失.....	112
第 11 章 補助資料.....	113
11.1 給水装置工事に係る一連の流れ.....	113
11.2 給水装置台帳等の閲覧.....	114
11.3 既設給水管からの分岐承諾.....	115
11.4 メーター装置を識別する表示プレートの取付け.....	116
11.5 市立小中学校等における仮設応急給水栓の設置.....	117
11.6 同時使用を考慮した口径別「給水栓数」及び「給水戸数（住居）」.....	118
11.7 ダクタイル鑄鉄管の切管寸法.....	119
11.8 増圧装置設置に係る緊急連絡先表示板の設置.....	120
11.9 二世帯住宅におけるメーターの設置.....	121
11.10 工事費（特別の費用）の精算.....	122
11.11 水道の使用開始・使用中止.....	123
11.12 料金計算の特例（給水条例第 33 条特例）.....	124
第 12 章 書式・資料・標準図集.....	127
12.1 書式集.....	127
12.2 資料集.....	128
12.3 標準図集.....	128

【 】は、法令及び参考資料等の引用または参照先を示す。

《 》は、この給水装置工事 設計・施工基準内の参照先を示す。

※この図書の発行に伴い、今後、本市における給水装置工事に関連する図書等において、「給水装置ハンドブック」と記述のあるものについては、「給水装置工事 設計・施工基準」と読み替えることとする。

給水装置工事 設計・施工基準

平成 28 年 4 月 1 日 初版発行

発 行 尼崎市水道局 技術部 給水装置課
〒660-0051
兵庫県尼崎市東七松町 2 丁目 4 番 16 号
TEL. 06-6489-7430
